

就学援助制度について

郡山市教育委員会では、経済的な理由によって就学が困難であると認められる小中学校児童生徒の保護者に対して、学用品費、校外活動費、学校給食費等、就学に必要な費用の一部を就学援助費として支給しています。

支給の対象となるのは、下記の認定基準に該当する保護者で、家庭状況等について審査の上、教育委員会により「援助が必要」と認められた方です。

就学援助費の受給を希望する方は、郡山市教育委員会 学校教育推進課（電話：924-2431）又は児童生徒が通学している（通学を予定している）学校にて申請してください。

なお、生活保護を受けている方については、教育扶助費として支給される費用は就学援助費としては支給されません。（修学旅行費等、就学援助費として支給される費用はありますが、申請の手続きは不要です。）

【認定基準（概要）】

1 児童生徒の保護者等が以下のいずれかに該当する世帯

- (1) 市民税の所得割が非課税となっている。
- (2) 天災等により、市民税、個人事業税、固定資産税又は国民健康保険税が減免されている。
- (3) 障害を有する方等で、国民年金の掛金が減免されている。
- (4) 児童扶養手当を受給している。
- (5) 生活福祉資金による貸付けを受けている。

2 児童生徒を就学させることが経済的に困難であると認められる方

【申請に必要な書類】

- ① 就学援助費受給申請書（学校教育推進課又は各学校に用意してあります。）
- ② 上記認定基準に該当することが確認できる書類（市民税の減免通知書や児童扶養手当証書の写し等）又は原則として生計を共にする方（同居・別居問わず）全員分の所得・課税証明書（最新のもの）

※ なお、マイナンバー制度による「個人番号」の記入により、上記の確認書類を省略することもできます。<その場合には、申請者ご本人の確認書類（運転免許証・保険証等のコピー）が必要になります>

- ③ 振込口座の通帳など、口座名義・口座番号等が確認できる書類のコピー

【受付期間等】

- 平成30年度の受付期間は、平成30年4月1日から平成31年1月31日までとなります。
- 新入学児童生徒学用品費（小学校1年生・中学校1年生が対象）は、入学前に支給を受けた方のほか、4月に申請し認定された方のみ支給されます。
- 入学前に申請し、認定された方については、再度申請する必要はありません。
- 申請日以前にさかのぼって、援助費を支給することはできませんので、申請希望の方は可能な限り、早い時期の申請をお願いいたします。
- 教育委員会では、申請書や添付書類の内容、校長の意見のほか、必要に応じて各地区の民生委員の意見を参考に、援助の必要性について総合的に判断いたします。